

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

令和2年5月15日時点

佐渡市

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「3つの密」を避けるなど、「新しい生活様式」に基づく対策をとります。

- ※「3つの密」とは
- i 換気の悪い密閉空間
 - ii 多数が集まる密集場所
 - iii 間近で会話や発声をする密接場所
- をいいます。

1 市の主催するイベントの中止について

(担当課：防災管財課 電話 0259-63-3125)

- ・佐渡市が主催・共催するイベントは、5月31日(日)までの間、中止又は延期する。

2 窓口カウンター等の消毒等について(担当課：総務課 電話 0259-63-3111)

- ・市役所本庁及び各支所・行政サービスセンターの窓口カウンターに感染防止用の消毒液を設置することに加え、飛沫感染を防止するための仕切り板の設置やビニールシートでの間仕切りを順次行っている。

3 市職員の職務対応について(担当課：総務課 電話 0259-63-3111)

- (1) 市役所本庁及び支所・行政サービスセンター等での窓口担当は、マスクを着用して対応する。
- (2) 毎朝体温測定をし、発熱又は風邪の症状があるときは、出勤を控え、自宅での健康観察とする。
また、健康観察に当たっては、体調管理シートを用いて2週間の観察を行う。
- (3) 島外への出張は、原則禁止とする。なお、やむを得ず出張等により市外へ外出した職員に対し、体調管理シートを用いて2週間の健康観察を行う。
- (4) 職員への感染拡大防止を図るとともに、行政サービスの提供と行政機能を維持するための取組として、一部を除き土・日・休日を含めた職員の交代制勤務を実施している。

4 小・中学校について(担当課：教育委員会学校教育課 電話 0259-58-7351)

- ・中学校の部活動を5月17日(日)まで中止する。

- 5 放課後児童クラブ（学童保育）について
（担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126）
・通常どおりとする。
- 6 公立保育園及び幼稚園について（担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126）
・通常どおりとする。
- 7 病後児保育について（担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126）
・通常どおりとする。
- 8 地域子育て支援センターについて（担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126）
・5月31日（日）まで休館とする。
- 9 公の施設の休館について（担当課：防災管財課 電話 0259-63-3125）
・公の施設は5月31日（日）まで臨時休館とする。
ただし、以下の施設は除く。
①入浴施設は通常どおり営業する。
②博物館（相川技能伝承館を除く）を個人入館に限り開館する。
③図書館・図書室を予約本の貸出に限りから開館する。
- 10 新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口について
（1）新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口を開設している。
（担当課：防災管財課 電話0259-63-3125）
受付時間 8時30分～17時まで（※平日のみ）
電 話 0259-63-3866

（2）新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた市内事業者を対象に、支援制度についての臨時申請窓口を開設する。

（担当課：地域振興課 電話0259-63-4152）

受付開始日 5月18日（月）から

受付時間 8時30分～11時30分まで（相談時間8時30分～12時まで）
13時～16時まで（相談時間13時～17時）

場 所 佐渡市役所 第2庁舎 第6会議室及び第7会議室

- 11 佐渡汽船の対応について（担当課：交通政策課 電話 0259-63-3184）
（1）サーモグラフィーによる検温及び健康チェックの実施
当面の間、新潟港と直江津港ターミナルにおいて、乗船前の検温と健康チェックを実施している。37.5℃以上の体温があり、新型コロナウイルス感染症の所見がある方は、海上運送法にもとづく運送約款により乗船

をお断りする場合があります。

(2) 乗船名簿の記入

当面の間、新潟港と直江津港ターミナルにおいて新型コロナウイルス感染症が発生した場合など、関係機関への情報提供のため乗船名簿の記入を任意でお願いしている。

(3) 船内及び各港ターミナルのアルコール消毒と空調管理

船内及び各港ターミナル内の改札口、自動券売機、テーブル、手すりなどお客様の手が触れる部分についてアルコールを用いて消毒を実施している。また、船内では航行中も空調設備の調整等による外気の取り入れ、停泊中の換気を実施し、各港ターミナルでも定期的に換気を実施している。